2　内国法人が適格合併又は適格分割等（法第六十一条第八項に規定する適格分割等をいう。以下この項において同じ。）により同条第七項に規定する仮想通貨信用取引（以下この項において「仮想通貨信用取引」という。）に係る契約の移転を受けたときは、当該適格合併に係る被合併法人の法第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する最後事業年度又は当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人の当該適格分割等の日の属する事業年度において当該移転を受けた仮想通貨信用取引に係る契約につき法第六十一条第七項又は第八項の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該内国法人の当該適格合併又は適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

第百十九条第一項第五号及び第六号中「の株式又は同項」を「又は同項」に、「の株式又は当該」を「又は」に改め、同項第七号中「の株式若しくは」を「若しくは」に、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人」に、「これらの」を「当該」に改め、同項第九号中「の株式又は同項」を「又は同項」に、「の株式又は当該」を「又は」に改め、同条第三項中「の株式」を削り、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人の株式」に改める。

第百十九条の三第十三項中「同条第八項各号列記以外の部分」を「同条第八項」に改める。

第百十九条の七の二第一項中「の間に」を削り、「の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。第三項及び第四項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係」に、「関係と」を「完全支配関係と」に改め、同条第三項及び第四項中「の間に」を削り、「の発行済株式等の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係」に、「関係と」を「完全支配関係と」に改める。

第百十九条の十第二項中「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人」に改め、「親法人の株式」の下に「若しくは出資」を加える。

第百十九条の十一の二第一項中「の間に」を削り、「の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係」に、「関係と」を「完全支配関係と」に改める。

第百二十一条の五第一項中「法第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等）に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改める。

第百二十三条の二中「低価法」を「棚卸資産の評価の方法」に、「第六十一条第一項（短期売買商品」を「第六十一条第二項（短期売買商品等」に、「時価評価損益の益金又は損金算入」を「時価評価損益」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等、同条第七項に規定する仮想通貨信用取引に係る契約」に、「時価法により評価した金額」を「評価益又は評価損の益金又は損金算入等」に、「為替換算差額の益金又は損金算入」を「外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等」に改める。

第百二十三条の八第三項第二号中「第六十一条第一項」を「第六十一条第二項」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改める。

第百二十五条第三項中「法第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等）に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改める。

第二編第一章第一節第三款の四の款名、第百三十一条の四第一項及び第百三十一条の五第一項中「が普通法人」を「が普通法人等」に改める。

第百三十三条の二第五項中「法第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等）に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改め、同条第七項中「応じ」を「応じ」に改める。

第百三十九条の三の二第一項中「交付すべき」の下に「（合併親法人株式等（」を加え、「合併親法人株式又は」を「合併親法人又は」に改め、「株式（」の下に「出資を含む。以下この条において同じ。）をいう。」を加え、「（合併親法人株式等」という。）を「同じ。」に改め、「（出資にあつては、金額。以下第三項までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「交付すべき」の下に「分割承継親法人株式等（」を加え、「の株式（出資を含む。次項において同じ。）」を削り、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人」に、「（以下」を「をいう。以下」に、「（分割承継法人株式等」という」を「同じ」に改め、同条第四項中「交付すべき」の下に「株式交換完全支配親法人株式等（」を加え、「株式交換完全支配親法人株式又は」を「株式交換完全支配親法人又は」に、「株式（」を「株式をいう。」に、「（株式交換完全支配親法人株式等」という」を「同じ」に改める。

第二編第一章第一節第四款第七目の目名中「の損金算入等」を削る。

第百三十九条の四第十項中「法第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等）に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改め、同条第十二項中「応じ」を「応じ」に改める。

第百三十九条の六を削る。

第二編第一章第二節第一款中第百三十九条の六の二を第百三十九条の六とする。

第百三十九条の十第二項第一号ハを削り、同号ニ中「ニに」を「ハに」に改め、同号ニを同号ハとし、同項第二号ロ中「第四十二条の四第三項、第六項」を「第四十二条の四第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第百四十二条第一項中「、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）を削り、同条第二項中「普通法人」を「普通法人等」に改める。

第百四十二条の二第七項に次の一号を加える。

五　内国法人が有する株式又は出資を発行した外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令に基づき、当該外国法人に係る租税の課税標準等（国税通則法第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。）につき更正又は決定（同法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。）に相当する処分（当該内国法人との間の取引に係るものを除く。）があつた場合において、当該処分が行われたことにより増額された当該外国法人の所得の金額に相当する金額に対し、これを法第二十三条第一項第一号に掲げる金額に相当する金銭の支払とみなして課される外国法人税の額

第百四十八条第一項第一号中「控除された」を「控除すべき」に改め、「部分」の下に「（同法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「その支払を受ける収益の分配につき同法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額」を「同法第百八十条の二第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の所得税法施行令第三百六条の二第七項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額」に改める。

第百五十五条の六第一項第一号イ中「普通法人」を「普通法人等」に改め、同項第二号ロ中「第百十八条の六第五項（短期売買商品」を「第百十八条の六第六項（短期売買商品等」に、「その選定の手続」を「その選定の手続等」に改め、同項第三号ロ中「第百十八条の六第五項」を「これらの規定を第百十八条の六第六項」に、「第三項及び第四項（これらの規定を」に改める。